

# 青少年を有害環境から守り 健全な育成を願うために…

## 「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」 により青少年に有害な図書等の 販売・陳列方法が定められています。

### 有害図書等の販売等の制限( 条例第11条の2 )

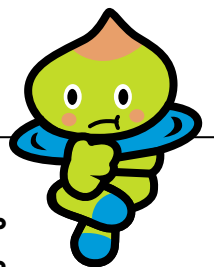
図書等( )の販売または貸付、図書等を閲覧、または視聴させることを業とする方は… ( )「図書等」には、ビデオ・DVD・ゲームソフト等も含まれます。

青少年に有害図書等を販売または貸付け、閲覧または視聴をさせてはいけません。

これに違反した場合は、30万円以下の罰金が課されることがあります。

### 有害図書等とは？

個別指定図書等…知事が個別に指定したもので通知はがきで各販売店等に、指定の都度、お知らせしています。  
包括指定図書等…知事の指定がなくても、次の条件を満たすもの。



書籍・雑誌又はちらしその他これに類するもので、全裸もしくは半裸での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写し、又は撮影した図画又は写真で規則で定めるもの( )を掲載するページ(表紙を含む)の数が20ページ以上のもの又は総ページ数の5分の1以上であるもの電磁的記録媒体(ビデオ、DVD等)で、上記と同じ卑わいな姿態等を描写し、又は撮影した場面の時間が合せて3分を超えるものまたはその場面の数が20以上のもの

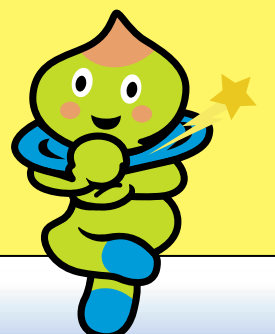
( )規則で定めるものについて…陰部を覆い、ぼかし、塗り潰したものを含む

全裸又は半裸での卑猥な姿態で、次のいずれかに該当するもの

- ・大たい部を開いた姿態
- ・陰部・でん部又は女性の胸部を誇示した姿態
- ・自慰の姿態
- ・愛ぶの姿態
- ・排せつの姿態
- ・緊縛の姿態

性交又はこれらに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの

- ・男女間の性交又は性交を連想させる行為
- ・強姦その他陵辱行為
- ・同性間の性行為
- ・変態性欲に基づく行為



滋賀県青少年の健全育成に関する条例に関するお問い合わせは…

滋賀県健康福祉部 子ども・青少年局

虐待・非行防止対策チーム TEL 077-528-3556

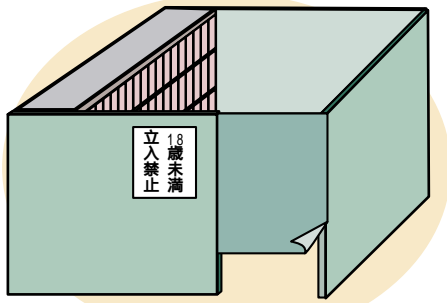
滋賀県イメージキャラクター  
「うおーたん」

# 有害図書等の陳列方法等 (条例第11条の3・施行規則第2条の2)

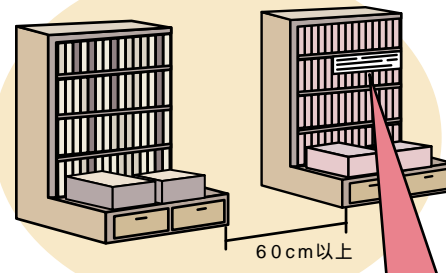
図書等の販売または貸付、図書等を閲覧、または視聴させることを業とする方は…

有害図書等を陳列する時は、次のいずれかの方法により、有害図書等を他の図書等と区別して、かつ店舗内の従業員等が常駐する場所から容易に監視することが出来る場所に陳列しなければなりません。

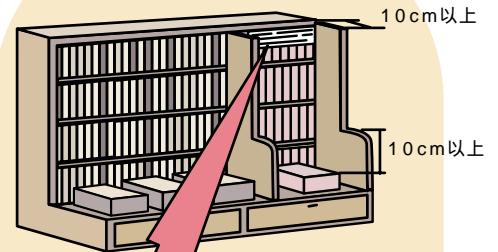
1 間仕切りされた場所に陳列する



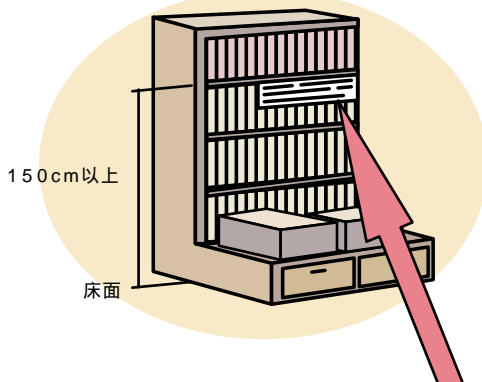
2 陳列棚を他の棚と60cm以上離す



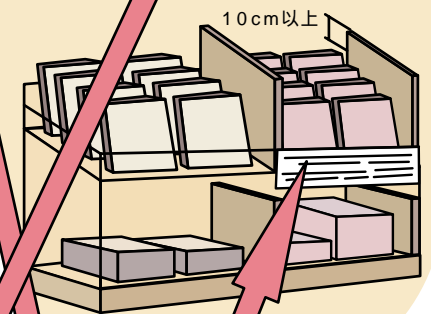
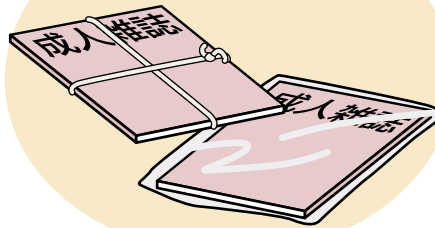
3 10cm以上張り出す仕切り板(透視できないもの)と仕切り板の間に陳列する



4 150cm以上の高さに背立てで陳列する



5 図書等の販売または貸付けを業とする方が1から4ができない場合は、ビニール包装やひも掛け等を行う



更に、有害図書等の陳列場所には、見やすい箇所に容易に判読できる大きさの文字で青少年が購入や閲覧などができない旨を掲示しなければなりません。

掲示の一例

「滋賀県青少年の健全育成に関する条例により、18歳未満の方がここに陳列している雑誌等(DVD等)を購入(借受)したり、閲覧(視聴)することは禁止されています」

これらに違反すると、**知事が改善勧告**をし、この勧告に従わない場合には**改善命令**が出されます。更にこの命令に従わない場合には、**30万円以下の罰金**が課されることがあります。

**青少年に有害図書等を見せない!!売らない!!持たせない!!!**

